

議案第 1 2 5 号

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、本市の風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転

(2) 建築物等の色彩の変更

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）

(4) 木竹の伐採

(5) 土石の類の採取

(6) 水面の埋立て又は干拓

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 国の機関、都道府県、市町村又は規則で定める独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）その他の法人が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、別表第1に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

(適用除外)

第3条 別表第2に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。

(許可の基準)

第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で、別表第3に掲げる許可の基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(許可の条件)

第5条 第2条第1項の許可には、都市の風致を維持するために必要な限度において条件を付することができる。

(地位の承継)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第2条第1項の許可を受けた者から当該許可を受けた行為を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市の風致を維持するために必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第2条第1項の許可に付した条件に違反している者
- (4) 偽りその他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を

行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

(立入検査)

第8条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為をした者

(2) 第2条第1項の許可に付した条件に違反した者

第12条 第8条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行より前に風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和 45 年香川県条例第 37 号）に基づき知事に対して行った許可の申請、協議又は通知に係る行為については、この条例は、適用しない。
- 3 この条例の施行後新たに風致地区が定められ、又は風致地区が拡張された際当該地区内において現に行われている第 2 条第 1 項各号に掲げる行為については、第 2 条の規定は、適用しない。

別表第 1（第 2 条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 高速自動車国道若しくは道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為2 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の新設若しくは改築（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は管理に係る行為3 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為4 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為5 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項（同項第 2 号ロ及びハ並びに第 4 号を除く。）に規定する業務に係る行為（前項に掲げるものを除く。）6 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為7 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為9 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の地域森林計画に定める林道の開設若しくは管理又は同法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業の施行に係る行為10 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為11 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る行為（水 |
|--|

- 面の埋立て及び干拓を除く。)
- 12 地方公共団体又は農業、林業若しくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
 - 13 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下この表において「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
 - 14 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
 - 15 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
 - 16 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
 - 17 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
 - 18 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）による信号所の設置又は管理に係る行為
 - 19 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第 96 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
 - 20 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
 - 21 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
 - 22 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号までに掲げる港湾施設（同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる施設で港湾施設とみなされるものを含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
 - 23 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
 - 24 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
 - 25 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
 - 26 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
 - 27 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
 - 28 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

- 29 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）による信号機又は道路標識の設置又は管理に係る行為
- 30 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第 143 条第 1 項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区又は香川県文化財保護条例（昭和 30 年香川県条例第 17 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された香川県指定有形文化財、同条例第 26 条第 1 項の規定により指定された香川県指定有形民俗文化財若しくは同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された香川県指定史跡、香川県指定名勝若しくは香川県指定天然記念物の保存に係る行為又は三豊市文化財保護条例（平成 18 年三豊市条例第 241 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された三豊市指定文化財の保存に係る行為
- 31 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 32 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）又は香川県立自然公園条例（平成 2 年香川県条例第 29 号）による公園事業の執行に係る行為
- 33 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定する鉱物の掘採に係る行為

別表第 2（第 3 条関係）

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、県若しくは市町又は当該都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 建築物の新築、増築又は改築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下であるもの（新築、増築又は改築後の建築物の高さが 8 メートルを超えることとなるものを除く。）
- 5 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が 10 平方メートル以下であるもの
- 6 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この表及び次表において同じ。）の新築、増築、改築又は移転
- (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築又は移転
- (3) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台の新築、増築、改築又は移転
- (4) その他の工作物の新築、増築、改築又は移転で新築、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5 メートル以下であるもの
- 7 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

- 8 面積が 10 平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが 1.5 メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 9 次に掲げる木竹の伐採
- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (4) 仮植した木竹の伐採
 - (5) 前表及びこの表に掲げる行為のため必要な測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 10 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 8 項の土地の形質を変更することと同程度のもの
- 11 面積が 10 平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 12 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が 10 平方メートル以下であり、かつ、高さが 1.5 メートル以下であるもの
- 13 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、増築、改築又は移転
 - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下この表において同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、増築、改築又は移転
 - ウ 建築物等の色彩の変更で第 7 項に該当しないもの
 - エ 高さが 1.5 メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
 - オ 高さが 5 メートルを超える木竹の伐採
 - カ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がエに掲げる行為と同程度のもの
 - (3) 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第 64 条第 1 項ただし書に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが 15 メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、増築、改築又は移転
 - イ 用排水施設（幅員が 2 メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ウ 宅地の造成又は土地の開墾
 - エ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行う行為を除く。）
 - オ 水面の埋立て又は干拓

別表第3（第4条関係）

区分	許可の基準
<p>建築物等の新築</p>	<p>仮設の場合</p> <p>1 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>2 当該建築物等の位置、規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>地下に設ける場合</p> <p>当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>その他の場合</p> <p>1 建築物にあつては、次に掲げる事項に該当すること。ただし、第1号、第2号又は第3号については、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 当該建築物の高さが、13メートル以下であること。</p> <p>(2) 当該建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。</p> <p>(3) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が道路に接する部分にあつては3メートル、その他の部分にあつては1メートル以上であること。</p> <p>(4) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(5) 敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。</p> <p>2 工作物にあつては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
<p>建築物等の増築</p>	<p>仮設の場合</p> <p>1 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>2 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>地下に設ける場合</p> <p>増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>その他の場合</p> <p>1 建築物にあつては、次に掲げる事項に該当すること。ただし、第1号、第2号又は第3号については、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土</p>

		<p>地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 増築後の建築物の高さが、13メートル以下であること。</p> <p>(2) 増築後の建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。</p> <p>(3) 増築後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては3メートル、その他の部分にあっては1メートル以上であること。</p> <p>(4) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>2 工作物にあっては、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
建築物等の改築		<p>1 建築物にあっては、次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1) 改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。</p> <p>(2) 改築後の建築物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>2 工作物にあっては、改築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
建築物等の移転		<p>1 建築物にあっては、次に掲げる事項に該当すること。ただし、第1号については、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては3メートル、その他の部分にあっては1メートル以上であること。</p> <p>(2) 移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>2 工作物にあっては、移転後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>

建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が、変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
宅地の造成等	<p>次に掲げる事項に該当すること。ただし、第 1 号又は第 3 号アについては、宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、当該宅地の造成等に係る土地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積として規則で定めるところにより算定した面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が 10 分の 2 以上であること。</p> <p>(2) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては、第 1 号及び第 2 号のほか、次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>ア 高さが 5 メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないこと。</p> <p>イ 区域の面積が 1 ヘクタール以上である森林で、風致の維持上特に必要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採を伴わないこと。</p> <p>(4) 宅地の造成等に係る土地の区域の面積が 1 ヘクタール以下で、第 3 号アに規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、第 1 号及び第 2 号のほか、適切な植栽を行うものであること等により、当該切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
木竹の伐採	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採</p> <p>(2) 森林の択伐</p> <p>(3) 伐採後の成林が確実に認められる森林の皆伐（宅地の造成等の項の第 3 号イの森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が 1 ヘクタール以下のもの</p> <p>(4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採</p>
土石の類の採取	採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
水面の埋立て又は干拓	<p>次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1) 適切な植栽を行うものであること等により行為後の</p>

	<p>地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。</p> <p>(2) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	<p>堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>